

第5 議会の広報・広聴活動及び活性化に向けた取組みに関する調

1 議会広報（表75～77）

- ・ 議会広報紙を発行しているのは956町村（95.2%）、そのうち議会単独発行は798町村（83.5%）、町村広報を活用して掲載しているのは158町村（16.5%）。（表75）
- ・ 議会広報の発行について、条例に基づく編集委員会等を設置している町村は550町村、そのうち「特別委員会」が428町村（77.8%）と最も多く、次いで「単行条例」による76町村（13.8%）、「常任委員会」の36町村（6.6%）、「議会運営委員会」の10町村（1.8%）の順。設置町村のうち310町村は、費用弁償を支給。
- ・ 条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行しているのは、406町村、そのうち「申合せ」による192町村（47.3%）が最も多く、次いで、「その他」の110町村（27.1%）、「規程」の104町村（25.6%）の順。（表76）
- ・ 条例に基づく編集委員会等を設置している550町村の編集委員は全て議員であり、その1町村あたりの平均編集委員は5.5人。
- ・ 条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行している406町村の編集体制は、「議員と職員共同」が171町村で最も多く、次いで、「議員のみ」の134町村、「職員のみ」の66町村、「その他」の6町村の順、1町村あたりの平均編集委員・メンバーの数は5.2人。（表77）

表75 議会広報紙の発行

(単位:団体)

発行している	発行方法(内訳)		発行していない
	議会単独	町村広報活用	
956	798	158	48

表76 議会広報委員会等の設置

(単位:団体)

条例に基づいて 編集委員会等を 設置している議会	町村数	条例に基づく委員会等				費用弁償 あり
		常任	議会運営	特別	単行条例	
	550	36	10	428	76	310
条例に基づく 編集委員会等を 設置していない議会	町村数	編集根拠				費用弁償 あり
		規程	申合せ	その他		
	406	104	192	110		38

表77 議会広報紙の編集委員(メンバー)

(単位:団体)

区分	町村数	編集委員 / 編集メンバー				1町村あたりの 平均編集委員 / メンバー数 (人)
		議員のみ	職員のみ	議員と職 員共同	その他	
条例に基づいて 編集委員会等を 設置している議会	550	550				5.5
条例に基づく 編集委員会等を 設置していない議会	406	134	66	171	6	5.2
合計	956	684	66	171	6	5.4

2 議会中継・ホームページの開設状況(表78~79)

- ・ 議会中継を実施しているのは、428 町村(42.6%)、中継手段(複数回答)は「庁内放送」が258 町村で最も多く、次いで「CATV」の141 町村、「インターネット」の48 町村、「その他」の37 町村、「有線放送」の26 町村、「防災無線」の5 町村の順。
- ・ 議会中継を実施している428 町村のうち「ライブ中継の実績」があるのは、265 町村(議会中継実施町村の61.9%)、(表78)
- ・ ホームページを開設しているのは、745 町村(74.2%)。

- ・ 議会単独のホームページを開設しているのは、23 町村（開設町村の 3.1 %）、残り 722 町村（開設町村の 96.9%）は、町村の HP 内に開設。（表 79）

表 78 議会中継

（単位：団体）

議 会 中 継								
実施 している	中継手段(重複回答)							実施 していない
	インター ネット	CATV	ラジオ	有線 放送	庁内 放送	防災 無線	その他	
428	48	141	0	26	258	5	37	576
(実施している町村のうち)								
ライブ中継の実績								
有		無						
265		163						

表 79 ホームページの開設

（単位：団体）

開設している	開設状況(内訳)		開設していない
	議会単独	町村HP内	
745	23	722	259

3 議会の活性化に係る取組み状況（表 80）

- ・ 議会基本条例を制定しているのは 10 町村（1.0%）
- ・ 議会活性化に関して、例えば特別委員会を設置するなど議会活性化に関する議会組織を設置しているのは、111 町村（11.1%）
- ・ 平成 18 年 6 月の法の一部改正により、学識経験を有する者等の専門的知見の活用をすることができるようになり、これを活用したのは 3 町村。
- ・ 地方自治法第 96 条第 2 項を活用し、議決事件の追加を行っているのは 172 町村（17.1%）

表80 議会の活性化に係る制度・組織の整備

(単位:団体)

項目		整備(制定) している	整備(制定) していない
議会基本条例の制定		10	994
議会活性化に関する 議会組織		111	893
専門的知見の活用		3	1001
地方自治法96条2項追加事件		172	832
内 訳 (複 数 選 択)	町村の基本計画	57	
	各種施策のマスタープラン	20	
	重要な私法上の契約	4	
	公社等への議会の関与	4	
	名誉町民の決定	76	
	その他	61	

4 夜間議会・休日議会・模擬議会・住民懇談会等の開催(表81~82)

- ・ 夜間議会を開催しているのは17町村(1.7%)、その平均開催日数は1.5日。
- ・ 休日議会を開催しているのは39町村(3.9%)、その平均開催日数は1.0日。(表81)
- ・ こども議会を実施しているのは112町村(11.2%)、女性議会は13町村(1.3%)、その他の模擬議会を開催しているのは12町村(1.2%)
- ・ 住民懇談会や議会報告会を実施しているのは73町村(7.3%)。(表82)

表81 夜間・休日議会の開催

(単位:団体)

項目	開催している	平均開催日数(日)	開催していない
夜間議会	17	1.5	987
休日議会	39	1.5	965

表82 模擬議会・住民懇談会等の実施

(単位:団体)

項目		実施している	実施していない
模 擬 議 会	こども議会	112	892
	女性議会	13	991
	その他の模擬議会	12	992
住民懇談会 議会報告会		73	931